

あまりにもひどい！

カネミ油症事件 38年たっても解決せず  
無策な厚労省をよそに、やっと動き出した与  
野党救済法案

ルポライター・明石昇二郎

『週刊朝日』2006年5月19日号

「美容と健康にいい」。そんな触れ込みでカ  
ネミ倉庫（福岡県北九州市）が製造・販売し  
た食用米ぬか油に、猛毒のダイオキシン類が  
混ざっていた。それが「カネミ油症」事件で  
ある。発覚から38年。治療法はまだ開発さ  
れず、被害は孫子にまで及ぶ。だが、厚生労  
働省の動きは鈍い。与野党で救済の法案作り  
が進む中、厚労省は何をすべきなのか。

「カネミ油症」事件は1968年に発覚し  
た。行政の調査でカネミ油を食べたと確認さ  
れたのは、西日本を中心に1万3334人  
ものぼる。

カネミ油症は、「全身病」あるいは「病気の  
デパート」とも評される。主な症状は、全身  
の皮膚や生殖器にまで及ぶ炎症や塩素にきび、  
皮膚や爪などへの黒い色素沈着、全身の倦怠  
感や肝機能障害、甲状腺異常、ガンなどだ。

中でも衝撃的だったのが、被害者の母親た  
ちから、全身の皮膚が黒くなったいわゆる「黒  
い赤ちゃん」が次々と産まれたことである。  
生後、母乳を通じて「黒い赤ちゃん」になっ  
てしまうケースもあった。

だが被害者たちは、カネミ油症に対する医  
師たちの無知と無理解から十分な治療を受け  
られず、「原因不明の病気」として粗雑に扱わ  
れたり、ひどい場合には治療を放棄されるこ  
とさえあるという。

さらには、食中毒の原因物質であるポリ塩  
化ジベンゾフラン（PCDF）などが「環境  
ホルモン」の一種であることから、親から子  
へ、子から孫へと、世代を越えた健康被害の  
拡大も懸念されている。

自らも乳ガン、甲状腺ガン、心筋梗塞を立  
て続けに患いながら、名前も顔も明らかにし  
て過酷な被害の実態を訴え続ける矢野トヨコ  
さん（83歳）はこう語る。

「2世の間では流産も多く、無事産まれても  
子供たちは皆、アトピーやアレルギーで苦し  
んでいる。自分は『黒い赤ちゃん』ではなか  
ったのに、『黒い赤ちゃん』を産んでしまった  
人もいる。2世の女性は皆、自分の子供にダ  
イオキシンの影響が出ないだろうかと、非常  
に恐れながら出産しているんです。でも、な  
ぜ恐れながら出産しなければいけないんでし  
ょうか」

だが、国の油症治療研究班（正式名称・全  
国油症治療研究班）によれば、彼らが設けた  
「診断基準」（後述）のせいで、こうした子供  
であってもカネミ油症事件の被害者とは認定  
できないのだという。従って、油症被害者と  
して認定された3世は、これまで一人もいな  
い。

そればかりか、たとえ国の診断基準に基づ  
き、「油症患者」と認定されても、公的な救済  
制度は何もない。あるのは、ダイオキシン入  
り油を販売したカネミ倉庫から支払われる約  
20万円ほどの一時金と、医療費の一部補助の  
みだ。

ちなみに、スモンや薬害エイズ、水俣病と  
いった他の公害事件や薬害事件では、国の法  
的責任の有無にかかわらず、国や県から支給  
される月額2万円から5万円程度の「健康管  
理手当」や、病院にかかった際の「療養手当」  
などの公的救済制度がある。不平等と言うほ  
かない。

ダイオキシンによる体調不良は、被害者た  
ちから仕事まで奪っていた。前出の矢野トヨ  
コさんの場合、カネミ油症の治療に健康保険  
証を使ったとの理由で会社を解雇され、やむ  
なく生活保護を申請するところまで追い詰  
められたこともあったという。

患者認定しない  
奇妙な診断基準

加えて、「賠償仮払金」の返還問題もある。  
カネミ油症の被害は、ヒトよりも先に、ニ  
ワトリに表れていた。事件発覚の8か月前、  
各地の養鶏場で大量死する事件が発生。原因  
は、カネミ倉庫製の油を使った餌にあった。  
だが農林省（当時）は、ニワトリに対してだ

け対策を講じ、ヒトへの対策を怠る。84年から85年にかけて、認定患者らが起こした裁判で、この農林水産省の過失責任が認められ、農水省から仮払金約27億円を受け取った。ところが最高裁で勝てる見込みがなくなり、87年、認定患者らは訴えを取り下げる。その結果、仮払金を国に返さなければならなくなった。

裁判終結から10年後の97年、農水省は返還を求めて裁判所に調停を申し立てた。これを引き金に、返済できず自殺する患者が相次ぐ。しかも、返還できないまま死亡すると、返済義務は子供たちに相続される。国は被害者を救済するどころか、さらなる窮地へと追い込んでいた。

一方でカネミ倉庫は、国からの手厚い「保護」を受けている。

同社は、賠償金をすべて支払うと倒産してしまうとして、支払いを猶予された。代わりに治療費を負担する約束だったが、被害者から請求があると、医師でもない事務員が油症との因果関係を判断し、支払いを拒むことさえ、今なお続けているのだ。

農水省はそんなカネミ倉庫に政府米を預け、年に1億円以上の「保管料」を払い続けている。今では国からの収入が治療費を上回り、大幅な黒字にも転じている。

被害者救済に取り組む保田行雄弁護士はこう語る。

「カネミ倉庫がいまだに被害者たちに支払っていない賠償金の『未払金』の合計は、元本で約72億円、利息は133億円にものぼります。これが支払われれば、仮払金の問題など直ちに解決するのです。こんな不正義が容認されたままでいいわけがない」

こうした現状を受け、中川昭一農水相は今年3月の参院予算委で、弾力的に返済の免除を考えることを示唆した。自民、公明の政策責任者会議でも「あまりに気の毒だ」として、未回収の約17億円を放棄する方針が打ち出される(筆者注・この「方針」は07年、国への仮払金返還を事実上免除した「カネミ油症特例法」で結実している)。

筆者が被害者たちの現状を初めてルポしたのは、98年秋のこと。それから8年。仮払金

問題はようやく解決に向けて動き出した。

ところが、そんな中、「被害者救済」の輪の中に入ろうとせず、ひとり他人事を決め込んでいるように見える役所がある。厚生労働省だ。同省食品安全部企画情報課の平子哲夫課長補佐はこう話す。

「基本的には、加害者または原因企業が被害者の方々に対して被害補償をしていくのが原則なんです。ただ、当初から厚労省が関われる範囲については、一生懸命やってきている。究極的に必要なのはやはり、治療法の開発です。特に最近やっているものは漢方薬を用いた臨床(治療)研究で、油症治療研究班に対する補助金の額は、平成17年度で1億4000万円、これまでの累計ではおよそ25億円になります」

だが、肝心の治療法は開発のメドさえ立っていない。98年の年月と25億円をかけてダメなのだから、今後、電撃的に見つかる可能性は低いだろう。

さらに問題なのが、先ほど触れた「診断基準」だ。被害を届け出た約1万4000人のうち、これまでにカネミ油症と認定されたのは2000人(未届けだった人も含む)にも満たない。つまり、大多数が「被害者」としてすら認められていないのだ。食事をともにしていた一家の中で、「認定」「未認定」が混在しているケースも多数ある。

たった15ページの厚労省の報告書

「息子は『黒い赤ちゃん』で産まれた上に、ペニスに奇形まであります。でも、母である私だけ認定されて、息子も、そして私と同じ食事をしてきた夫も、まだ認定されていないんです(被害者女性・A子さん、57歳)」。こんな診断基準の矛盾を解消すべく、2年前の04年、23年ぶりに診断基準が改められた。が、新たに認定された被害者は20人ほどにとどまっている。A子さんの夫や息子もまだ、認定されてはいない。

それでも厚労省は、認定患者への無料検診や追跡調査をし、「油症相談員」制度まで設けて、健康不安に悩む被害者の相談にも応じて

いる——という。しかし、いずれも抜本的な解決には結びついていない。

「油症事件が『奇病』として初めて報道された1968年10月よりはるか前に、九州大学医学部の人たちはカネミ油が原因食品であるということを知っていた。にもかかわらず、**学会で発表するために公表を控え**、食品衛生法に基づく保健所への食中毒発生の届け出をしなかった。医師としての届け出義務を怠っている。その間に、被害はものすごく広がっていった。これは、懲役刑に値する犯罪行為です」

こう憤るのは、食中毒と疫学に詳しい岡山大学大学院環境学研究所の津田敏秀教授だ。一昨年(04年)の3月に発行された『九州大学医学部百年史』にも、その「届け出義務違反」に関する次のような記述がある。

「のちに油症の皮膚科学的所見を詳細に福岡医学雑誌に記載したG講師は、(68年6月頃の)患者発生当初より、油症とカネミ・ライソイルとの関連をいち早く推定していた」  
「研究班の名が「奇病」研究班ではなく、当初から「油症」研究班となっているのは、食中毒の原因究明などするまでもなく、研究班発足の段階ですでに、原因がカネミ油であることをいち早く知っていた証拠とも言える。」  
津田教授の話は続く。

「厚労省は、そんな食品衛生法違反をしたような人までを含めて、研究班を結成している。それで、毒にも薬にもならない研究をやらせて、何かをやってきたかのように思い込んでいる。そもそも、カネミ油を食べて何らかの症状があった人は皆、裁判に訴えることができたのです。しかし研究班が作った『診断基準』のせいで、認定されなかった人たちは、救済されるどころか、裁判の機会までも実質的に奪われた。これは国家賠償の対象でさえあると思います」

被害者が多数発生した長崎県・五島列島が地元の大塚直史・参議院議員(民主党)も次のように語る。

「カネミ油症事件は、調べれば調べるほど、食品衛生法違反が見つかる『違反の塊』みたいな事件です。厚労省自身も、法に基づくカネミ食中毒事件の総括をしていない」

未曾有<sup>みせう</sup>の被害が出たにもかかわらず、厚労省はまともな記録さえ残していない。同省がまとめたカネミ「食中毒」事件に関する報告は、68年の『全国食中毒事件録』の中にわずか15ページほどの記述があるのみだ。

「一般の食中毒事件なら、油を食べて自覚症状があれば皆、食中毒被害者なんです。診断基準なんかいらないうです。しかも当時の記録を見ると、油症研究班に対して『診断基準をつくってくれ』と要請したのは厚労省なんです。そして、『診断基準を使って診断してくれ』と、全国の自治体に指示したのも厚労省。つまり厚労省は、問題を引き起こした張本人じゃないですか」(大塚議員)

民主党は、「未認定の被害者にも甚大な健康被害がある」として、4月20日、認定制度の見直しを柱とした「カネミ・ライソイル食中毒被害者救済法案」を発表。5月中に国会に提出する方針だ。

自民・公明両党も、議員立法による被害者救済に向け、動き出している。現在、検討されている法案は、カネミ油症に限らず、有害な化学物質による被害の治療法研究を国に義務づけ、研究に協力した被害者に協力を支払う——と内容だ。国が直接、医療費や生活費を補助するのではなく、「調査協力金」の名目で事実上の救済を図ろうとしているのは、ひとえに「厚労省が壁になっている」(関係者)からに他ならない。

与党プロジェクトチーム結成に尽力した公明党の坂口力・元厚労相はこう語る。

「今のところ、与党内で話を進めておりますが、議論が煮詰まったところで各党にも呼びかけ、(国会)全体での議員懇談会を作りたいと思います。少し遅すぎた嫌いもありますが、役所に任せても限界がある以上、これは政治家の役目だと思っんです。ただ、そう簡単な話ではないんです。役所側には、もう一度この問題をやる意思是、さらさらないうです。最高裁で和解したので、法律上はもう決着済みの話、ということなんです。(役所からの)抵抗があるというよりも、無視されている、という感じです」

こうした動きに対し、厚労省は「動きがあ

ることは我々も承知はしておりますけれども、コメントする立場にはありません」(同省・平子課長補佐、前出)としている。

広がる救済の輪に  
厚労省が入る日はいつ？

だが、そんな頑なな厚労省を揺さぶるかの  
ように、4月27日、日本弁護士連合会は「国の  
不作為による人権侵害が認められる」として、  
油症の認定手続きの見直しなど、すべての  
カネミ油症事件被害者を救済するよう、厚  
労省や農水省などに対して勧告を出した。記  
者会見で日弁連の難波満弁護士は、油症治療  
研究班が中心となって行われている現行の  
「被害者認定」制度に対し、「研究班への委託  
ではなく、国が主体となって認定すべき」と、  
厚労省の姿勢を批判。また、杉浦ひとみ弁護  
士は、この勧告が「少しでも被害者救済のた  
めの力になれば」と語った。

その前日には北九州市で、全国からカネミ  
油症被害者137人が集まり、「カネミ油症全  
被害者集会2006」が開かれた。決議され  
た国への「要望事項」は、医療費の自己負担  
分の公的負担や医療・生活支援措置、仮払金  
返還の免除、未認定被害者の救済、カネミ倉  
庫への指導、ポリ塩化ビフェニール(PCB)  
を製造しカネミ倉庫に供給したカネカ(大阪  
市)への指導などである。

病苦を押して集会に参加した矢野トヨコさ  
んは、こう語っていた。

「第一、何のために厚労省はあるんですか？  
何も監督しないなら、厚労省に『食品安全部』  
がある必要はない。ちゃんと監督していなか  
ったからこそ、カネミ倉庫みたいなデタラメ  
をやる会社が出てきた。この責任を、厚労省  
は取るべきです。しかし、カネミ倉庫にすべ  
ての責任を押し付けようとしている。ならば  
そんな会社、潰してしまえばいい。生かして  
おいたら、これだけの事件を起こした悪徳企  
業でも生き永らえることができるという、悪  
い手本にしかない」

被害者救済の輪の中に厚労省が入るのは、  
一体いつのことなのだろう。

この春、九州の公立高校2年生の授業で「カ

ネミ油症事件」が取り上げられた際、生徒が  
書いた感想文がある。最後に紹介したい。

「被害者は悪くないのに、何でカネミ倉庫よ  
りも苦しまないといけないのか。カネミ倉庫  
は22万(円)ぐらいのお金をあげただけで  
終わりなのに、被害者は国から10年経って  
お金を返せと言われ、肉体的にも精神的にも  
ボロボロなのはどうかと思った」

配信元・ルポルタージュ研究所

Copyright (C) 明石昇一郎

URL : <http://www.rupoken.jp/>